

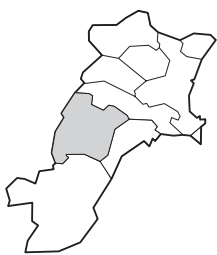
合併協議会だより 第10号

平成15年12月1日 ● 津地区合併協議会 ● ☎059(229)3450 ● FAX059(229)3451



布引の滝（白山町垣内）

ぶらり新市めぐり



白山



白山町は清らかな水源の雲出川を有し、壮大な青山高原を背にしています。

農林業が盛んで、四季の変化を楽しめる緑豊かな町です。

旧街道の初瀬街道が東西にのび、歴史と文化の足跡が数多く残されています。

山間を縫うように流れる布引の滝は、展望台からの眺めが素晴らしく、さまざまな木々が立ち並ぶ滝周辺は、春は新緑、秋には紅葉が美しい彩りを放っています。

また、青山高原へと続くハイキングコースには多くの人が訪れ、美しい自然を楽しんでいます。

目次

1 ぶらり新市めぐり 白山

2 第12回津地区合併協議会での議事

3 第12回津地区合併協議会での議事

4 第13回津地区合併協議会での議事

5 第13回津地区合併協議会での議事
第5回新市建設計画策定懇話会を開催／啓発活動

6 お便りのご紹介

7 合併協定項目
市町村合併についてご意見・ご要望をお寄せください

8 最近の動き
協議会の開催予定
構成市町村の人口

第12回津地区合併協議会での議事

10月23日、久居市総合福祉会館で第12回津地区合併協議会が開催されました。

報告事項では、消防部会および教育文化部会の4分科会の事務事業調整方針について報告があり、すべて承認されました。

協議事項では、自治会等の取扱いや各種事務事業の取扱いの中で男女共同参画関係や人権施策、国内・国際交流関係などを協議しました。

また、新市まちづくり計画では、協議会、新市建設計画策定懇話会、住民意見交換会などで頂いたご意見を踏まえ、修正原案が示されました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

◆報告事項◆

議 題	結 果
①消防部会消防総務分科会の事務事業調整方針について	①原案承認
②教育文化部会教育施設分科会の事務事業調整方針について	②原案承認
③教育文化部会図書分科会の事務事業調整方針について	③原案承認
④教育文化部会短期大学分科会の事務事業調整方針について	④原案承認

◆協議事項◆

議 題	結 果
①自治会等の取扱いについて	①原案確認
②各種事務事業の取扱いについて (男女共同参画関係)	②原案確認
③各種事務事業の取扱いについて (人権施策)	③原案確認
④各種事務事業の取扱いについて (国内・国際交流関係)	④原案確認
⑤各種事務事業の取扱いについて (消防防災関係その2)	⑤原案確認
⑥各種事務事業の取扱いについて (窓口業務その1)	⑥原案確認



自治会等の取扱い

【町自治会長および地区自治会連合会長報償金、地区自治会連合会・地区自治会・町自治会活動】

町自治会長および地区自治会連合会長報償金、また、地区自治会連合会や地区自治会、町自治会活動に係る補助金などは、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在各市町村の単位自治会数は948と非常に多いことから、一つの連合会として組織結成されることが望まれますが、当面は旧市町村単位での地域別連合会として組織される方向です。

地域別の連合会組織へ支払う補助金や委託料などは、10市町村で現在支払われている総額に相当する額により調整します。

なお、市町村によって補助基準が異なることから、合併時には津市の例による暫定基準で運用しますが、暫定基準による積算と現在支払われている総額を比較し著しく差がある場合は、市町村間の活動レベルの均等化を図りながら、新たな基準が策定されるまでは必要な補てん措置を行います。

【広報紙の配布など】

広報紙の配布などは、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

広報紙、県政だより、県議会だより、回覧文書などの配布物は、新市移行時に混乱がないように、現在多くの市町村で行われている自治会を通じて各戸まで配布する方法を基本とします。

なお、配布回数は月2回で統一します。

また、自治会への配布方法は、市町村によって異なることから、合併と同時に専門業者へ委託を行い、配布方法を統一するとともに、自治会から各戸への配布に係る費用の支払い方法や経費の算定などは、各市町村の現況などを踏まえ、合併までに望ましい在り方を検討のうえ調整します。



熱心に聞き入る傍聴者



各種事務事業の取扱い (男女共同参画関係)

男女共同参画関係は、あらゆる分野に男女が共に参画し、個性豊かな充実した人生を送ることができる社会を実現するため、男女共同参画条例を制定し、基本計画を策定すること、また、男女共同参画都市宣言を新市で行うことが確認されました。



各種事務事業の取扱い (人権施策)

【施設（集会所・会館）維持管理運営事業】

地方改善対策事業による施設（集会所・会館）の維持管理運営事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

施設の日常の管理運営に係る補助金と委託料は、合併までに地元自治会と協議を行い、平成16年度で廃止します。

なお、施設の維持管理運営に必要な経費の負担は、現行のまま新市に引き継ぎます。

【人権・同和問題事業補助金（運動団体など補助金）】

人権・同和問題事業補助金は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在7市町村で団体に交付されている人権・同和問題事業補助金は、市町村において補助金額や補助内容などの取扱いが異なることから、合併までに段階的に削減し、一般施策で対応する考え方を基本に整理、調整します。

【隣保館運営事業】

隣保館運営事業は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

現在7市町村で行われている隣保館運営事業は、基本的には職員体制なども含め、現行のまま新市に引き継ぎますが、施設利用料は合併後3年程度で調整します。



各種事務事業の取扱い (国内・国際交流関係)

【国際交流一般事業】

国際交流一般事業は、新市に移行後、1年程度で速やかに調整することが確認されました。

現在市町村で実施されている各種国際交流事業は存続させます。

ただし、白山町が採用している国際交流員（CIR）は、いったん廃

止し、新市全体の国際交流計画の中で検討します。

また、中学・高校生海外派遣事業は、市町村で負担方式が異なることから、新市では津市の例により、公募抽選で参加費は個人負担とする方式と学校単位で国際交流事業補助金を活用して実施する2つの方式を存続させます。

現在3市町にある国際交流協会は、新市でそれぞれの特性を生かしつつ、相互に補完しながら国際交流事業を行っていくものとしします。

国際交流基金は、原則として一元的に管理・運用します。



各種事務事業の取扱い (消防防災関係その2)

【自主防災組織】

自主防災組織は、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

自主防災会は新市でも拡充を図り、資機材の無償貸与は継続します。

なお、活動支援は、各自主防災組織の活動内容に対応した新たな補助制度を合併までに調整します。

また、自主防災協議会は地域の特性を考慮しながら組織化を図ります。

【交通安全活動団体】

交通安全活動団体は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。



津・安芸地区交通安全対策会議と久居・一志地区交通対策協議会は、合併と同時に組織を一元化する方向とし、負担金は新市で調整します。

交通安全協会補助金は合併までに統一します。

交通安全父母の会などの団体は、組織を一元化し、補助金は合併後3年程度で随時調整します。

交通指導員などの取扱いは、合併後速やかに新制度を設立します。

【三重県交通災害共済関係事務】

三重県交通災害共済関係事務は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在すべての市町村で県の委託業務として事務を行っていますが、加入申請書の配布・受け付け方法などに差があることから、新市では配布方法は郵送などに統一します。

また、受け付け方法は金融機関での加入受け付けを主とした体制にするとともに、加入開始時期は1月1日で調整します。

なお、一部対象者への無料加入は廃止します。



各種事務事業の取扱い (窓口業務その1)

アスト津のアストプラザオフィスとポルタひさいの久居駅前出張所の開所時間は、住民サービス向上の観点から合併と同時に下記のとおりとすることが確認されました。

休館日は現行のとおりです。



窓口業務の充実を目指して

開 所 時 間 ・ 休 館 日	
アストプラザ オフィス	久居駅前出張所
平 日 8:30～ 20:00	平 日 8:30～ 21:00
土・日曜日、 祝・休日 8:30～ 17:00	土・日曜日、 祝・休日 8:30～ 18:00
〈休館日〉 12月29日～ 1月2日	〈休館日〉 12月29日～ 1月3日

第13回津地区合併協議会での議事

11月6日、久居市総合福祉会館で第13回津地区合併協議会が開催されました。

報告事項では、総務・企画部会、財務部会、財産管理部会の7分科会の事務事業調整方針について報告があり、すべて承認されました。

協議事項では、前回の協議会で提案された消防団の取扱い、また、各種事務事業の取扱いの中で消防防災関係と生涯学習関係の一部を協議しました。

なお、新市まちづくり計画では、前回の協議会で示された修正原案について委員からさまざまな意見が出されました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

◆報告事項◆

議 題	結 果
①総務・企画部会総務分科会の事務事業調整方針について	①原案承認
②総務・企画部会公文書分科会の事務事業調整方針について	②原案承認
③総務・企画部会出納審査分科会の事務事業調整方針について	③原案承認
④財務部会財政分科会の事務事業調整方針について	④原案承認
⑤財務部会議事等分科会の事務事業調整方針について	⑤原案承認
⑥財産管理部会契約分科会の事務事業調整方針について	⑥原案承認
⑦財産管理部会財産管理部会の事務事業調整方針について	⑦原案承認

◆協議事項◆

議 題	結 果
①消防団の取扱いについて	①原案確認
②各種事務事業の取扱いについて (消防防災関係その3)	②原案確認
③各種事務事業の取扱いについて (生涯学習関係その3)	③原案確認 (※一部継続協議)



消防団の取扱い

【消防団の組織に関すること】

消防団の組織に関することは、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

消防団、分団、定員、階級などの組織は現行のままとし、新市では10消防団本部、64分団体制になります。

なお、円滑な消防団活動を促進するため、消防組織法での権限はありませんが、連絡調整役として、統括団長、副統括団長、津と久居方面団長を設けます。

【消防団の報酬、報償に関すること】

消防団の報酬、報償に関することは、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

団員報酬と費用弁償は、各市町村の現行予算枠の範囲内で調整しますが、団員報酬は市町村で差があることから、5年間の激変緩和措置を設けます。

なお、分団活動費は廃止し、費用弁償の中で支給します。

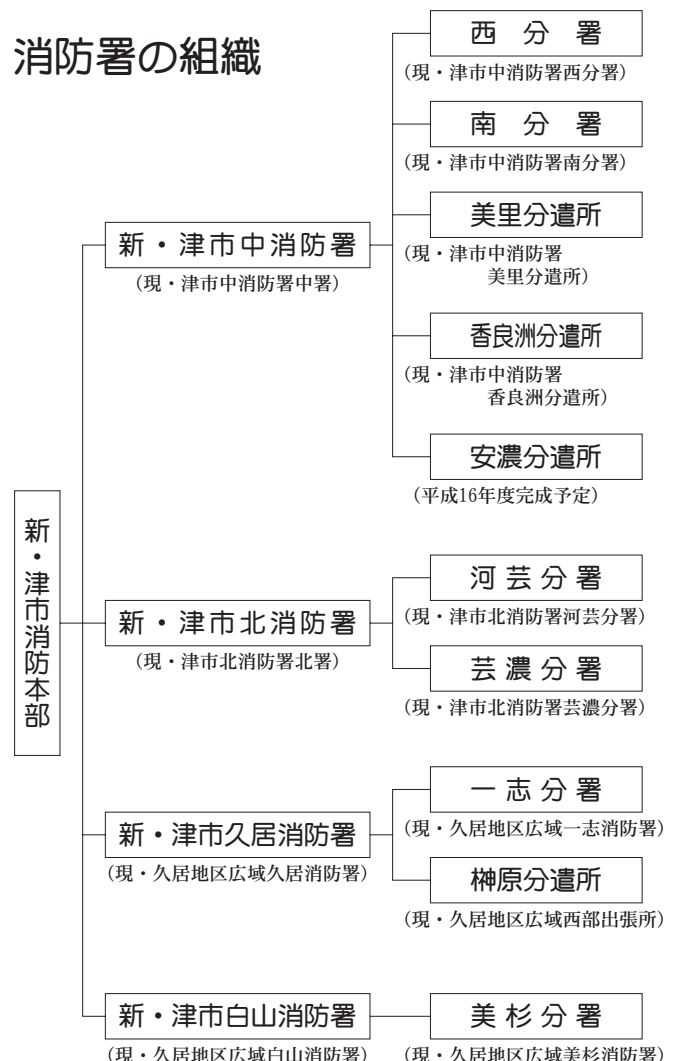
また、退職報償金および公務災害補償は、津市の例により調整します。



各種事務事業の取扱い (消防防災関係その3)

消防署の配置は、下記のとおり4消防署、6分署、4分遣所とします。

消防署の組織





各種事務事業の取扱い (生涯学習関係その3)

【図書館運営方法】

利用資格、開館時間、休館日などの図書館運営方法は、継続して協議することになりました。

図書館や図書室の利用資格は、合併後数年程度で統一する方向で調整すること。

開館時間は、これまでの利用特性の面から現行どおりとしますが、土・日曜日は午前9時から午後5時までで統一すること。

休館日は情報、図書館間の物流、職員体制管理上の面から統一する方向で調整することがそれぞれ提案されています。

【館内・館外サービス】

館内サービスは、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

また、館外サービスは、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。



図書館の館内・館外サービスの充実

現在市町村で行われている館内・館外サービスは、合併後はそれぞれの図書館の実情に応じてサービス内容を統一します。

ただし、館外サービスは、将来的には図書館の情報システムの統合や各図書館のネットワーク網の整備などによりサービスを充実させていきます。

図書館運営方法の提案内容

貸出点数	1人10点以内 (ただし、視聴覚資料は現行のとおり)
貸出期間	15日間
開館時間	現行のとおり (ただし、土・日曜日は、9:00～17:00で統一)
休館日	・毎週火曜日 (三重県立図書館が月曜日休館のため) ・祝・休日 (ただし、安濃町と芸濃町は、合併時は現行のとおりとし調整) ・館内整理日(最終木曜日) ・年末年始(12月28日～1月4日) ・特別整理期間(年1回14日以内)

第5回新市建設計画 策定懇話会を開催

10月31日、久居市中央公民館で第5回新市建設計画策定懇話会が開催されました。

会議では、第12回の合併協議会で示された新市まちづくり計画の修正原案の説明がありました。

これに対して委員から、公共的施設の適正配置と整備は、住民に

とって大変身近で重要な部分であり、現在の市町村役場の合併後の機能などをできるだけ具体的に記載するべきである。また、市民と行政の協働によるまちづくり推進の方策は、具体的な推進内容を明記するべきであるなどの意見がありました。

さらに、新市では今までのような経済の発展を軸にした地域づくりではなく、人と人とのつながりを中心とした地域づくりを主眼に

置いた事業やそれに対する財政支援を検討してほしいとの要望がありました。



懇話会の議事進行の様子

啓 発 活 動

合併協議会では、住民のみなさんに合併に対する関心をさらに高めていただくため、市町村で開催されるイベントに参加し啓発活動を行っています。

とりわけ10月から11月にかけては市町村で祭りなどのイベントが開催され、数多く参加をしましたが、構成市町村区域図のパネルの前で足を止め熱心に見る人や構成市町村の人



久居まつりで

口や面積、道路などを記した地図を手にとって帰る人も多く、市町村での住民のみなさんの合併に対する意

識の高まりを感じました。

合併協議会では今後もイベントなどに参加し、啓発を行っていきます。



白山町ふれ愛フェスタで

お便りのご紹介



市町村合併について、協議会事務局にたくさんのご意見・ご要望をいただきありがとうございます。
お便りの中から、要約整理してご紹介します。



- ・新市でのレベルアップを目指し、全住民に誇れる施策を実施してほしい。
 - ・職員数を減らすために支所を廃止するべきである。
 - ・合併による利益は全住民のもの。地域によって特色が違う部分をしっかり把握して、中心部ばかりに利益が集中しないようにしてほしい。
 - ・新市では旧市町村名を残すということだが、合併後に生まれてくる次代を担う子どもたちへ旧市町村名を引き継ぐべきである。
 - ・全天候式のスポーツ交流の場を作り、周辺にさまざまなテナントの出店を促進すれば、新市の商業活性化につながると思います。
 - ・山間部では、道路整備の進んでいないところや河川に沿って危険箇所があるので、新市で早急に整備してほしい。
 - ・都市計画税を課税するのであれば、各市町村とも同様に課税すべきである。
 - ・新市では公共交通機関を充実させ、車を減らすことにより、環境にやさしいまちにほしい。
 - ・次代を担う中学生、高校生に市町村合併についての意見を聞くべきである。学校の授業の中で勉強会を行ってはどうか。
 - ・市町村合併にはメリットもデメリットもあると思います。利用頻度の少ない手数料は少々高くてもかまいませんが、水道や下水道料金などの生活に密着するものはできるだけ安くしてほしい。
 - ・市町村合併の趣旨からも、新市の議会議員の定数や任期の取り扱いは、厳しい財政状況を直視して審議をするべきである。
 - ・新市まちづくり計画は、少子高齢化を迎える中、地域福祉の充実をもっと前面に出すべきである。
 - ・地域審議会の設置により、地域住民の声が反映されるようにしてほしい。
 - ・新市では無駄な予算を省き、歳出をできるだけ減らす努力が必要である。
- ＊ 紙面の都合上、お寄せいただきましたお便りの一部しか掲載できませんが、ホームページでもご紹介していますのでご覧ください。

〈平成15年10月1日から10月末日到着分まで(件)〉

市町村名	お便り 件数	男	女	不明	29歳 以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳 以上	不明
津市	15	8	6	1	—	3	—	1	6	4	—	1
久居市	16	6	5	5	1	1	1	—	4	2	1	6
河芸町	8	7	1	—	—	1	1	—	4	1	—	1
芸濃町	1	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—
美里村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安濃町	2	—	2	—	—	—	1	—	—	1	—	—
香良洲町	2	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—	1
一志町	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—
白山町	5	1	4	—	—	—	—	—	1	4	—	—
美杉村	6	3	2	1	—	—	1	1	2	1	—	1
不明	4	—	1	3	—	—	—	—	—	—	—	4
合計	60	26	24	10	1	5	5	4	17	13	1	14
4月分からの 合計	560	339	183	38	8	45	57	94	151	126	10	69

合併協定項目

◆協議の進ちよく状況◆

(平成15年11月6日現在)

津地区合併協議会では、協議会規約の規定に基づいて、合併するために必要な次の項目(合併協定項目)について現在協議を進めています。
協議の進ちよく状況は、合併協議会だよりの各号で住民のみなさんにお知らせしています。
なお、合併協定項目は変更や追加される場合があります。

- 合併の方式
- 合併の期日
- 新市の名称
- 新市の事務所の位置
- ◎財産の取扱い
- 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- ★地方税の取扱い
- 地域審議会の取扱い
- 一般職の職員の身分の取扱い
- 特別職の職員の身分の取扱い
- 条例、規則等の取扱い
- 事務組織及び機構の取扱い
- 一部事務組合等の取扱い
- ★使用料、手数料等の取扱い
- 公共的団体等の取扱い
- 附属機関の取扱い
- 補助金、交付金等の取扱い
- 町、字の区域及び名称の取扱い
- ★慣行の取扱い
- 国民健康保険事業の取扱い
- 介護保険事業の取扱い
- ★消防団の取扱い
- ★自治会等の取扱い
- 各種事務事業の取扱い
- 男女共同参画関係
- ★人権施策
- ★国内・国際交流関係
- 電算システム関係
- 広報公聴関係
- ★納税関係
- ★消防防災関係
- 交通関係
- ★窓口業務
- 保健衛生関係
- 診療所(直営)
- 障害者福祉事業
- 高齢者福祉事業
- 児童福祉事業
- 生活保護事業
- その他の福祉関係
- ★ごみ対策関係
- ★環境対策関係
- ★農林水産関係
- ★商工・観光関係
- ★都市計画関係
- ★建設関係
- 下水道事業
- 上水道事業
- 市立学校の通学区域
- ★学校教育関係
- 文化振興関係
- ★生涯学習関係
- 社会福祉協議会
- ◎その他
- 新市建設計画

印の見方

- 基本方針がすべて確認された項目
- ★基本方針の一部が確認された事項
- ◎提案された項目
- 今後協議される項目

市町村合併について

ご意見・ご要望を

お寄せください

津地区合併協議会では、住民のみなさんから市町村合併に関する幅広いご意見やご要望をいただきながら、今後の協議に役立てたいと考えています。

すでに多くのご意見をお寄せいただいております。こうしたご意見は、事務局で取りまとめ、今後の紙面のできる限りご紹介していきます。

●性別 男 ・ 女 ●年齢 歳

●住所 津 市 ・ 久居市 ・ 河芸町
芸濃町 ・ 美里村 ・ 安濃町
香良洲町 ・ 一志町 ・ 白山町
美杉村 ・ その他 ()

▼次のご意見を公表してもよろしいですか
は い ・ いいえ

1512

▼ご意見欄

(切り取り線)

のりしろ

のりしろ

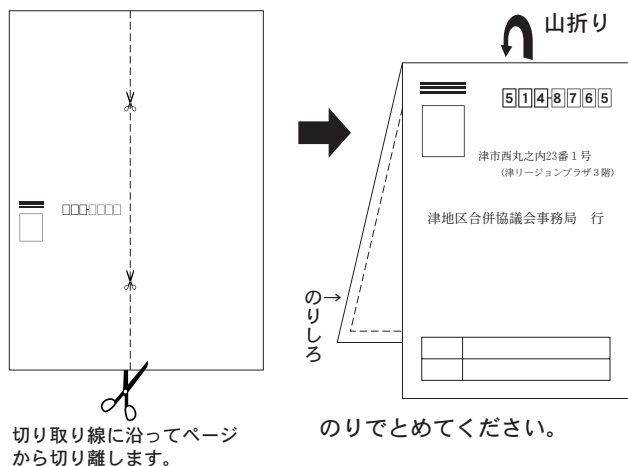
ご協力ありがとうございました。

返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入の上、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けした上で、郵送してください。（切手は必要ありません）



～みんなで考えよう！市町村合併～

(山 折 り)

料金受取人払



差出有効期間
平成17年3月
末日まで有効
●切手不要

5 1 4 8 7 6 5

津市西丸之内23番1号
(津リージョンプラザ3階)

(切 り 取 り 線)

津地区合併協議会事務局 行



※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

最近の動き

- 11月3日 津地区広域圏フェスティバルで啓発活動を実施
- 6日 第13回津地区合併協議会を開催
- 13日 第6回新市建設計画策定懇話会を開催
- 16日 安濃町のふれあい秋まつりで啓発活動を実施
- 20日 第14回津地区合併協議会を開催
- 12月1日 合併協議会だより第10号を発行

協議会の開催予定

- 第15回津地区合併協議会
と き 12月4日(木)、午後6時～
ところ 津市役所大会議室A(8階)
- 第16回津地区合併協議会
と き 12月18日(木)、午後6時～
ところ 津市役所大会議室A(8階)
- 第17回津地区合併協議会
と き 来年1月16日(金)、午後3時～
ところ 津市役所大会議室A(8階)

構成市町村の人口

290,988人

津市	165,161人	安濃町	11,387人
久居市	41,608人	香良洲町	5,548人
河芸町	18,238人	一志町	15,162人
芸濃町	8,730人	白山町	13,687人
美里村	4,331人	美杉村	7,136人

9月30日現在の人口(外国人を含む)。
ただし、津市、河芸町は10月1日現在。

第11号は来年2月1日に発行します。

編集/発行

津地区合併協議会事務局

(津リージョンプラザ3階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450/FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>